

都市機能立地支援事業制度要綱

現行		改正案	
(略)		(略)	
第2 定義		第2 定義	
十一 中心拠点誘導施設		十一 中心拠点誘導施設	
<p>中心拠点誘導施設とは、中心拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいい、地区面積が300m²以上であるものをいう。</p>		<p>中心拠点誘導施設とは、中心拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいい、地区面積が300m²以上であるものをいう。</p>	
1 医療施設	医療法第4条の2に定める特定機能病院、医療法第4条に定める地域医療支援病院、医療法第1条の5に定める病院（特定機能病及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所、医療法第1条の2に定める調剤を実施する薬局	1 医療施設	医療法第4条の2に定める特定機能病院、医療法第4条に定める地域医療支援病院、医療法第1条の5に定める病院（特定機能病及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所、医療法第1条の2に定める調剤を実施する薬局
2 社会福祉施設	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「生活保護法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「地域における医療及び介護の促進に関する法律」、「介護保険法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子保健法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	2 社会福祉施設	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「生活保護法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「地域における医療及び介護の促進に関する法律」、「介護保険法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子保健法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園、学校教育法第1条に定	3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園、学校教育法第1条に定

	める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校、学校教育法第134条に定める各種学校、図書館法第2条に定める図書館、博物館法第2条第1項に定める博物館・同法第29条に定める博物館相当施設		める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校、学校教育法第134条に定める各種学校、図書館法第2条に定める図書館、博物館法第2条第1項に定める博物館・同法第29条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）	4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）
		5 体育施設	社会教育調査規則第3条第13号に定める体育施設
(略)		(略)	